

資料



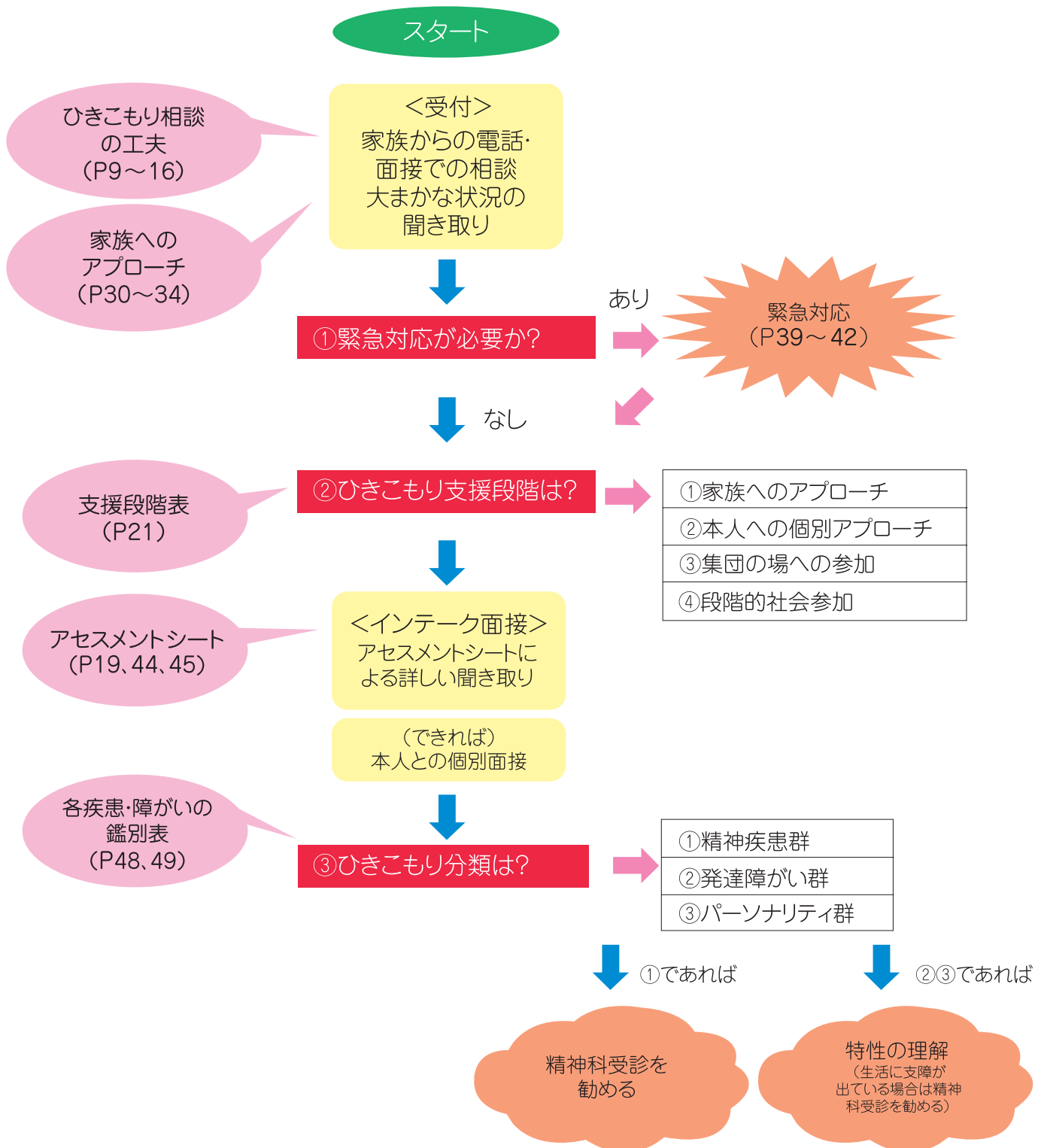
ひきこもりアセスメントシート

記入日	年 月 日	担当：	来談者：	(関係)
氏名：(ふりがな)		男 ・ 女	住所：	
生年月日： 年 月 日 (年齢：)		連絡先：		
相談歴：		家族構成 (ジェノグラム)：		家族情報：
ひきこもり歴 (いつから)：				
ひきこもりになったきっかけ：				
基本情報			備考	
精神科受診歴	ある (診断名：) なし			
精神科以外の受診歴	ある (診断名：) なし			
最終学歴	中学 高校 専門学校 大学 大学院			
就労経歴	あり なし			
免許・資格	運転免許 その他 () なし			
現在の生活状況			備考	
睡眠	起床 時頃～就寝 時頃 ※昼夜逆転 (有・無)			
食事	回/日 家族と (一緒・別/部屋食)			
入浴	毎日 2～3日毎 週1回 月2～3回 入浴しない			
趣味	テレビ パソコン ゲーム 音楽 雑誌・本 その他 ()			
外出	自室から出ない 家から出ない 近所のコンビニ等 趣味の用事			
交流	家族 親類 友人 ネット 無 その他 ()			
身だしなみ	普通 関心がない こだわりがある ()			
生活技能	調理 食器洗い 洗濯 掃除 以前はできたが今はしない できない			
問題行動	家庭内暴力 物の破損 暴言 浪費 強迫行為 自傷行為 なし			
その他気になるエピソード・特記事項				

学業成績・対人関係・不登校・いじめ・その他気になるエピソード等

幼 少 期	
小 学 校 (小)	
中 学 校 (中)	
高 校 (高校)	
大学・専門学校 など ()	
就 労 経 験	
歳から	
歳から	
歳から	
歳から	
歳から	
気になるエピソード・ 特記事項	
本人の希望：	
家族の希望：	

ひきこもりアセスメントの流れ



①緊急対応が必要か？

まず、家族からの電話・面接による相談で、現在の大まかな状況を聞き取ります。緊急性を判断するポイントを押さえ、早期の介入が必要かどうかを検討してください。

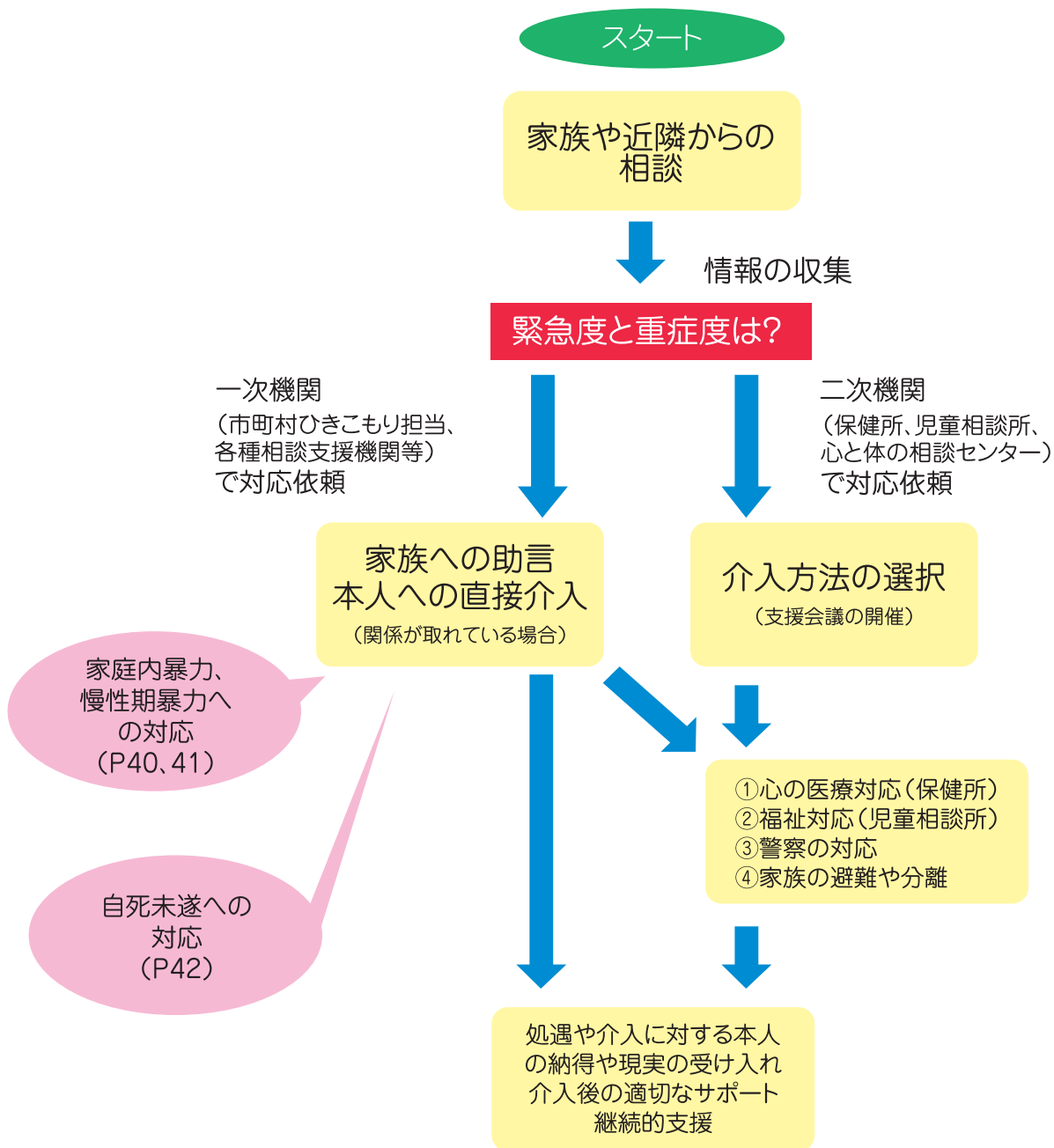
②ひきこもり支援段階は？

聞き取った本人の状況から、ひきこもり支援段階がどこにあるのか、検討してください。

③ひきこもり分類は？

ひきこもりアセスメントシートに従って、現在の様子・生育歴・とりまく環境などを詳しく聞き取りましょう。その情報から、精神疾患や発達障がい疑われるかどうか、精神科受診が必要かどうかを検討してください。

緊急時対応の流れ



アセスメントで緊急対応が必要であると判断された場合、家族への助言や本人への直接介入（関係が取れている場合）で対処可能であるなら、一次機関（市町村担当・各相談支援機関）で対応し、場合によっては、二次機関（保健所、心と体の相談センター、児童相談所など）からの助言を仰いでください。緊急度や重症度が高くて単独の機関のみでは支援が困難な場合、または、緊急度や重症度の判断が困難な場合は、二次機関に対応を依頼します。

対応方法の選択に迷った場合は、ひきこもり支援ネットワーク体制による支援会議を開催することもよいでしょう。保健・医療・福祉・教育・司法等の各分野による包括的で総合的な評価と支援の提供を可能にします。

処遇については、①心の医療対応（保健所）、②福祉対応（児童相談所）、③警察の対応、④家族の避難や分離、などがあります。

緊急対応後も、適切なサポートと継続的な支援ができるように体制を整えておきましょう。

各疾患・障がいの鑑別表

病名・障がい名	特 徴	情報収集のポイント	治療・支援
統合失調症	<p><陽性症状> 妄想や幻聴・幻覚が見られるが、これに基づく強い不安・恐怖から外出を控えたり、妄想に根差した警戒心から家庭に閉じこもったりすることがある。</p> <p><陰性症状> 意欲の低下に基づいて外出頻度が低下したり、人との交流を求めなくなったりするため、結果としてひきこもり状態に至る場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幻覚妄想等の異常体験の有無 ・ 感情の変化（起伏、焦燥感等） ・ 奇異な言動の有無 （会話は成立するか、場の状況に関係なく笑っていたり、独り言を言っているか） ・ 意欲や集中力の変化 ・ 特徴的な対人関係（協調性・自発性・つきあいがどうか） ・ 閉じこもりの有無（カーテンを閉め切る等の部屋の様子） ・ 身の回りの衛生面の様子（歯磨き、入浴等） 	薬物療法に加えて、支持的な環境の中で丁寧にリハビリテーションを行うことが必要。
うつ病	<p>ひきこもりと親和性の高い障害であり、主に抑うつ気分、意欲の減退、集中力の低下などが生じ、食欲の低下、睡眠障害などが起こる。また自殺念慮が高くなり、自殺企図も行う場合があるので注意が必要。自分自身に対する感情も否定的になる。環境の変化や挫折や意見などのストレス状況から発症しがちだが、対人場面で「取り返しのつかないことをしてしまった」「他人に迷惑をかけてしまった」と苦しむことが多い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前と比べて表情が暗い、元気がない ・ 体調不良の訴えが多くなる（身体の痛みや倦怠感等） ・ 不眠や過眠、食欲不振や過食がある ・ 体重の増減 ・ 仕事や家事の能率の低下、ミスの増加 ・ 周囲との交流、外出をしなくなる 	抗うつ剤を中心とした薬物療法と支持的な環境での認知行動療法などの治療が有効。
不安障がい	<p>人前で行動するなどの社会活動に対する回避傾向が強く、特に失敗や挫折を恐れるあまり緊張の強さがあり、ひきこもりへの向かう可能性が少なくない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人前を極端に嫌うような言動 ・ 手の震え、顔が赤面する ・ 明確な原因のない動悸、発汗、めまい、筋のこわばり等の有無 ・ 苛立たしき、集中力の低下 ・ パニック発作の有無（動悸、呼吸困難、死ぬのではないかという恐怖感など） 	抗うつ薬・抗不安薬を用いて不安発作を予防するとともに、予期不安に対して認知行動療法などの治療が有効。
強迫性障がい	<p>ある考えやイメージが何度も頭に浮かび（強迫観念）、それを打ち消すために何度も同じことを行うといった症状（強迫行為）が現れる。このような症状が強くなったときに、強迫症状に縛られて日常生活の習慣的行動をスムーズにこなせなくなり、ひきこもり状態となることがある。ひきこもりの二次症状として現れることも多く、注意が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頻回に手洗いがある ・ 入浴やトイレに時間がかかる ・ 自分なりのルールを守って行動しないとパニックを起こす ・ ドアノブなどを、ティッシュを使ってさわる 	薬物療法と認知行動療法の併用が有効。

病名・障がい名	特 徴	情報収集のポイント	治療・支援
知的障がい・学習障がい	知的障がいは、知能指数（IQ）が70以下であり、発達期から全般的に知能が低下している。また、学習障がいは、全般的な知的な遅れはないが、特定の分野が苦手であるといった特徴がある。保護的で支持的な環境や適切な能力に応じた活動の機会を提供されなかった場合、社会的活動の場を回避して家庭へのひきこもりを生じる可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生時のトラブルの有無 ・ 乳幼児健診、就学前検診の状況 ・ 学業成績 ・ 運転免許の取得の有無 ・ 聞く、話す、読む、書く、計算、推論の偏りの有無 (例えば、アルファベットが書けない、書字が上達しないなど) 	周囲が本人の特性を理解することや、福祉サービスの利用により、適切な環境の提供が有効。
注意欠陥・多動性障がい（ADHD）	不注意、多動性、衝動性のため社会生活に不適応が生じているといった特徴がある。特に思春期に入ると仲間集団から孤立するといった状況に陥りやすくなる。こうした状況が長期化すると、極端に反抗的になり、不登校・ひきこもりになる可能性が高まる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期・学童期のエピソード ・ 忘れ物が多い、何度注意しても改まらない、じっと座っていることが困難、しゃべりまくる、待つことが困難、思ったことをすぐ言葉に出すなどの有無 	周囲が本人の特性を理解することや、福祉サービスの利用により、適切な環境の提供が有効。
広汎性発達障がい	常識が理解できない、他者の気持ちを感じ取ることが苦手、会話の苦手さ、こだわりの強さ、突然の予定変更に弱い、などといった特徴がある。特に思春期に入ると仲間集団から孤立したり、からかいやいじめの対象になることが多く、そのことをきっかけにひきこもることがある。社会への関心の低さ、ゲームなどへの没頭の生じやすさは、ひきこもりに向かいやすい強力な力となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診での指摘の有無 ・ 乳幼児期のエピソード（かんしゃくの種類、ごっこ遊びをするか、偏食傾向などこだわりの強さ、極端な怖がりがあるか） ・ 入学、進学時の環境変化時の様子 ・ 予定外のことへの対応力 ・ 人との距離感、間がとれない様子 ・ 言葉を字面通りに受け取り、冗談が通じないことの有無 ・ 会話で食い違ふことが多いかどうか ・ 風変わりなものへの極端なこだわりの有無 ・ 課題に集中できるか ・ 運動の苦手さ、不器用さの有無（はさみが苦手、球技が苦手など） ・ 音や光に敏感さがあり、パニックを起こしたことがあるか 	周囲が本人の特性を理解することや、福祉サービスの利用により、適切な環境の提供が有効。
回避性パーソナリティ、依存性パーソナリティなど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者との交流を避けようとする、自分は人より劣っているといった自尊感情の低さ。 ・ 他者への心理的依存が強く、何事も一人できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患や発達障がいに含まれず、青年期以降に症状が出ているか 	カウンセリングなどが有効。

参考：

「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」厚生労働省（2010）
「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」厚生労働省（2003）
「ひきこもりインテークマニュアル」滋賀県立精神保健福祉センター（2011）

支援者向け

相談の工夫まとめ

よく聴く

もう少し詳しく教えていただけますか？

〇〇があって
〇〇と感じ
たんですね。

これまで
とても大変
だったんで
すね。

ねぎらう
ほめる

よくご相談して
いただきました。

いろいろやってこ
られたんですね。
すごいことです。

深める

うまくいった
ことはどんな
ことですか？

本人なりに
やっている
ことはどんな
ことですか？

どうなったら
いいと考えて
いらっしゃるの
ですか？

少し休んで
いいですよ。

家族自身が
楽しんで
いいのです。

専門家を紹介
することもで
きますよ。

次回に
つなぐ

じっくりと一
緒に考えて
いきましょう。

またお話し
聞かせて
くださいね。



県内関係機関情報 一覧

* 県内関係機関

①松江市教育委員会生涯学習課青少年支援センター	P.52
②出雲市子ども・若者支援センター	53
③飯南町子ども若者相談窓口	54
④大田市子ども・若者支援地域協議会（大田市役所子育て支援課）	55
⑤浜田市教育委員会 青少年サポートセンター	56
⑥益田市子ども・若者支援センター	57
⑦しまね東部若者サポートステーション	58
⑧しまね西部若者サポートステーション	59
⑨島根県東部発達障害者支援センターウィッシュ	60
⑩島根県西部発達障害者支援センターウィンド	61
⑪島根県教育センター 教育相談スタッフ	62
⑫島根県教育センター 「こころ・発達」教育相談室	63
⑬島根県教育センター 浜田教育センター 教育相談スタッフ	64
⑭島根大学 こころとそだちの相談室	65
⑮飯南町社会福祉協議会	66
⑯特定非営利活動法人Y Cスタジオ	67
⑰すまいりーねっと	68
⑱特定非営利法人プロジェクトゆうあい	69
⑲居場所「フリーダス」	70
⑳ふらりねっと（出雲市）	71
㉑出雲すこやか会	72
㉒ほっとスペースゆきみーる ～青少年の居場所～	73
㉓ふるさとしまね定住財団 ジョブカフェしまね（松江、浜田）	74
㉔島根障害者職業センター	75

* 関係各課（制度・事業について）

①障がい福祉課	障がい福祉サービス	76
	障害者就業・生活支援センター事業	78
	発達障害者支援センター	82
②地域福祉課	生活困窮者自立支援制度	80
③青少年家庭課	子ども・若者支援事業	83
④雇用政策課	サポステ事業	84
⑤教育指導課	生徒指導関連事業	86

①松江市教育委員会生涯学習課青少年支援センター

団 体 紹 介	非行、ニート、ひきこもり、不登校、障がいなど、様々な困難を抱える子ども・若者や保護者からの相談を受け、助言や指導、必要に応じて専門機関を紹介したりしながら継続的な支援を行います。
住 所	松江市白潟本町43番地 松江市市民活動センター 6階
T E L	0852-24-7602
F A X	0852-20-2852
e - m a i l	seishounen@city.matsue.lg.jp
U R L	http://www1.city.matsue.shimane.jp/kyouiku/seishounen/

◎支援の概要

事業内容	電話（メール）相談、来所相談、研修会の開催
対 象 者	困難を抱える子ども若者（39歳以下）とその保護者など
利用者状況	電話（メール）相談 延べ1,566件、来所相談（生活・学習・就労支援含む）延べ1,965件（平成27年度）
スタッフ構成	指導員5名、コーディネーター1名、事務局4名、県警少年サポートセンター松江分室2名
利 用 料	無料
利用手続き	不要

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面接相談	○	本人、家族、支援者などからの相談に応じています。
カウンセリング	—	
訪 問	—	
居 場 所 提 供	○	学び直しのための学習支援の他、居場所としての利用も可能です。また、市民活動センター内にある音楽スタジオやものづくりスタジオで開催するドラム教室や木工教室など各種講座への参加もできます。
共 同 生 活	—	
グループ活動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	○	相談用フリーダイヤル 0800-200-2700 月～金 9:00～17:00
外出付添い	○	就労支援の一環としてハローワーク等への同行を行っています。
他機関への紹介	○	相談内容に応じて専門機関等に紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	就労支援の一環として有償就労体験事業を実施しています。
メールでの相談	○	相談用メールアドレス m.s.shien@city.matsue.lg.jp
イベント開催	—	
そ の 他	○	自然とのふれあいなどの体験交流活動を実施しています。

②出雲市子ども・若者支援センター

団 体 紹 介	子どもや若者、その家族が抱える様々な悩みについて、相談や支援を行う総合相談窓口として平成23年4月1日に開設しました。子どもに関する相談だけでなく、30歳代までの若者や、その家族からの相談に応じます。
住 所	出雲市今市町北本町1-7 出雲勤労青少年ホーム1階
T E L	0853-21-4444
F A X	0853-21-4481
e - m a i l	ambitious2@local.city.izumo.shimane.jp
U R L	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1123576828316/

◎支援の概要

事業内容	電話相談、面接相談、訪問相談、体験活動（文化、学習、スポーツ、就労等）
対象者	30歳代までの若者及びその家族
利用者状況	H27年度：相談延べ件数…2,539件 体験活動延べ件数…145件
スタッフ構成	相談員6名（うち1名は心理相談員）
利用料	無料（体験活動については場合によって実費負担あり）
利用手続き	面接相談は事前に電話予約が必要

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面接相談	○	30歳代までの若者及びその家族からの相談を受け付けています。
カウンセリング	○	必要に応じて実施します。
訪 問	○	必要に応じて実施します。
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グループ活動	○	学習・スポーツ等の小規模グループ活動を定期的 to 実施します。
作 業	—	
電 話 相 談	○	フリーダイヤル 0120-84-7867 月～金 8:30～17:00
外出付添い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて医療機関、他の相談機関等に紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	必要に応じて実施します。
メールでの相談	—	
イベント開催	—	
そ の 他	—	

③飯南町子ども若者相談窓口

団 体 紹 介	家から出にくいと思っている若者を対象に、相談を受けたり居場所を作り、活動しています。気軽にのぞいてもらえるとうれしいです。
住 所	飯石郡飯南町頓原2064
T E L	0854-72-1773
F A X	0854-72-1775
e - m a i l	
U R L	

◎支援の概要

事 業 内 容	電話相談、来所相談、訪問、居場所の開設「めだかの学校」
対 象 者	ひきこもり当事者（中学生～40才くらいまで）、家族、支援者
利 用 者 状 況	電話相談：年1～2件。めだかの学校（週2回）：1名が参加。訪問4名（実人数）、相談来所9名（実人数）。
ス タ ッ プ 構 成	福祉事務所、教育委員会（SSW、事務職員）、保健福祉課（保健師）
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	特に決まったものはない

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、支援者からの相談。
カ ウ ン セ リ ン グ	○	面接相談の結果。必要に応じSSW、SCによるカウンセリングを実施。
訪 問	○	必要に応じて訪問。
居 場 所 提 供	○	週2回、水曜日、金曜日。午前中開設。
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	○	専用ダイヤルはなく、福祉事務所の番号。月～金 8：30～17：15
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	内容に応じて医療機関、学校等へ紹介。
職業体験・職場訪問	—	
メールでの相談	—	
イベント開催	—	
そ の 他	—	

④大田市子ども・若者支援地域協議会（大田市役所子育て支援課）

団 体 紹 介	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援するため、子ども・若者に関わる26の機関が参画して平成26年6月に設立しました。
住 所	大田市大田町大田口1111
T E L	直通番号：0854-83-8147（代表番号：0854-82-1600）
F A X	0854-82-9730
e - m a i l	o-kosodate@iwamigin.jp
U R L	http://www.city.ohda.lg.jp/tag/13449/

◎支援の概要

事 業 内 容	子ども・若者総合相談窓口（電話・来所等による相談、他機関への紹介など）
対 象 者	困難を抱える子ども・若者（0才～39才）、家族、支援者など
利 用 者 状 況	相談件数11件（H26年度）
ス タ ッ プ 構 成	担当者2名（相談内容により保健師、ケースワーカー等と共同対応します）
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	面接相談については、できれば事前連絡ください。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、支援者などからの相談に応じています。
カウ ン セ リ ン グ	—	
訪 問	○	来所や電話が難しい場合など、訪問による相談も行います。
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	○	直通：0854-83-8147 月～金 8：30～17：15（時間は応相談）
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて他機関や利用できる制度を紹介、仲介します。
職業体験・職場訪問	—	
メールでの相談	○	o-kosodate@iwamigin.jp ただし返信までにお時間をいただくことがあります。
イ ベ ン ト 開 催	—	
そ の 他	○	ゆきみーるにも今年度から総合相談を委託しています。

⑤浜田市教育委員会 青少年サポートセンター

団 体 紹 介	次世代を担う子どもや若者の健全育成、ひきこもりやニート、不登校等の困難を抱える子どもや若者の自立支援を総合的に推進するため、「青少年サポートセンター」を開設しています。
住 所	浜田市殿町22番地
T E L	代表電話 0855-25-0985 (相談専用ダイヤル 0120-783-419)
F A X	0855-24-1080
e - m a i l	support@city.hamada.shimane.jp
U R L	

◎支援の概要

事業内容	養育・教育不安の相談（青少年サポートはまだ）、ひきこもりやニートの居場所・自立支援事業、学習支援事業
対 象 者	困難を抱える概ね40歳までの子ども・若者、又そのご家族
利 用 者 状 況	相談件数（延べ数）1,290件、相談者数127人、居場所利用状況（延べ数）1,247人（H27年度）
ス タ ッ プ 構 成	市職員2名、臨時事務員1名、相談員5名、訪問支援員1名、支援員3名
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	居場所教室・クラブは1週間前までの参加申し込み

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族等からの相談に応じます。 月～金（8：30～17：00）
カウ ン セ リ ン グ	—	
訪 問	○	相談員、訪問支援員が家庭を訪問し支援します。
居 場 所 提 供	○	センターの一部を居場所として開放。 月～金（8：30～17：00）
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	○	ミニスポレクや屋外活動を月1回開催。事前の申し込みが必要。
作 業	—	
電 話 相 談	○	相談専用ダイヤル 0120-783-419 月～金（8：30～17：15）
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて医療機関や他の機関等に紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	必要な要件を満たした方は、市内25か所の協力事業所で体験できます。
メールでの相談	—	
イ ベ ン ト 開 催	—	
そ の 他	—	

⑥益田市子ども・若者支援センター

団 体 紹 介	40歳未満の子ども・若者（不登校、ひきこもり、非行等）の自立に向けた学習支援、就労支援を含む様々な支援を行っています。また、他の専門機関の紹介も行います。
住 所	益田市赤城町8-1
T E L	0856-24-1500
F A X	0856-23-4934
e - m a i l	masuda-ko@sunny.ocn.ne.jp
U R L	

◎支援の概要

事 業 内 容	来所相談、電話相談、居場所 その他自立に向けた支援
対 象 者	40歳未満の子ども若者、家族、支援者 等
利 用 者 状 況	H27.11月末現在 来所者延べ数（子ども・若者747人、家族70人、電話相談112件）
ス タ ッ プ 構 成	所長1名、相談員6名、指導員1名、少年サポートセンター職員2名 コーディネーター1名
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	特になし

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、支援者、関係機関等の相談
カウンスリング	○	必要に応じて行います。
訪 問	○	必要に応じて行います。
居 場 所 提 供	○	子ども・若者の居場所として提供します。
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	○	無料ダイヤル0800-600-4357
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	医療機関、相談機関への紹介を行います。
職業体験・職場訪問	○	地域の事業所等への就労体験、就労支援を行います。
メールでの相談	—	
イベント開催	○	料理教室、木工、レク、遠足などの活動を年間15～16回行います。
そ の 他	○	親の会の支援、年3回の講師を招聘しての研修会を行います。 浜田のサポートステーションのセミナーが毎月第4金曜日にあります。

⑦しまね東部若者サポートステーション

団 体 紹 介	厚生労働省、島根県からの委託を受けて、働くことに不安や悩みを抱える若者の就労を支援しています。
住 所	〒690-0003 松江市朝日町498番地 松江センタービル 5F
T E L	0852-33-7710
F A X	0852-33-7710
e - m a i l	matsue@genki-ouen.or.jp
U R L	http://matsue-saposute.com/

◎支援の概要

事 業 内 容	若者の就労に関する総合相談、定着・ステップアップ支援各種プログラム実施、保護者交流会OB会
対 象 者	15歳～39歳
利 用 者 状 況	相談件数1,715件 進路決定者80人（平成27年度）
ス タ ッ プ 構 成	相談員3名、臨床心理士・キャリアコンサルタント
利 用 料	無料（プログラムの実施に係る食材費等の実費負担あり）
利 用 手 続 き	電話、メール、来所等により受け付けます。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、その他支援者からの相談に応じています。年齢不問。
カウ ン セ リ ン グ	○	事前に面談の上、心理相談、キャリアカウンセリングを受けることができます。
訪 問	—	
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	○	プログラムの中で実施します。
電 話 相 談	○	
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて本人の同意の上、就労機関等を紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	本人の希望等を考慮して実施します。
メールでの相談	—	
イ ベ ン ト 開 催	○	プログラムの中で実施します。
そ の 他	—	

⑧しまね西部若者サポートステーション

団 体 紹 介	厚生労働省、島根県からの委託を受けて、働くことに不安や悩みを抱える若者の就労を支援しています。
住 所	〒697-0016 浜田市野原町182番地1 いわみーる 1F
T E L	0855-22-6830
F A X	0855-22-6830
e - m a i l	hamada@genki-ouen.or.jp
U R L	http://www.hamada-saposute.com/

◎支援の概要

事業内容	若者の就労に関する総合相談、定着・ステップアップ支援、各種プログラム実施、保護者交流会、OB会
対象者	15歳～39歳
利用者状況	相談件数1,496件、進路決定者54名（平成27年度）
スタッフ構成	相談員5名、臨床心理士（非常勤）1名、キャリアカウンセラー（常勤）1名
利用料	無料（プログラムの実施に係る食材費等の実費負担あり）
利用手続き	電話、メール、来所等により受け付けます。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面接相談	○	本人、家族、その他支援者からの相談に応じています。年齢不問。
カウンセリング	○	事前に面談の上、心理相談、キャリアカウンセリングを受けることができます。
訪 問	—	
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	○	プログラムの中で実施します。
電 話 相 談	—	
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて本人の同意の上、就労機関等を紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	本人の希望等を考慮して実施します。
メールでの相談	—	
イベント開催	○	プログラムの中で実施したり、講演会を開催します。
そ の 他	—	

⑨島根県東部発達障害者支援センターウィッシュ

団 体 紹 介	発達障がいのあるご本人やご家族が地域で充実した暮らしができるよう、情報提供やアドバイスなど、様々なお手伝いさせていただく機関です。また、県民の皆様に発達障がいについて正しく理解していただく活動も行っています。
住 所	出雲市神西沖町2534-2 さざなみ学園内
T E L	050-3387-8699
F A X	050-3730-9745
e - m a i l	wish@sazanami-g.jp
U R L	http://sazanami-g.jp/wish/index.html

◎支援の概要

事業内容	相談・発達支援、就労支援、機関サポート、普及啓発活動及び研修開催
対 象 者	島根県東部圏域（松江圏域、出雲圏域、雲南圏域、隠岐圏域）に在住の発達障がいに関わる支援者の方および関係機関の方、ご本人、ご家族
利用者状況	相談・発達支援879件、就労支援295件、研修開催10回、講師派遣32回（H27年度）
スタッフ構成	相談支援スタッフ、発達支援スタッフ、就労支援スタッフ、心理スタッフ 地域支援マネージャー 計6名
利 用 料	無料
利用手続き	予約制 電話での予約

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面接相談	○	要予約。ご本人、ご家族、支援者、関係機関からの相談に応じています。
カウンセリング	—	
訪 問	○	関係機関への訪問、巡回を実施しています。（機関サポート）
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	○	前期、後期とわけて小集団のグループ活動を実施（小学生、中学生、高校生、成人）
作 業	—	
電 話 相 談	○	050-3387-8699 月～金 9:00～12:00/13:00～17:00
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて各関係機関等をご紹介します。
職業体験・職場訪問	—	
メールでの相談	○	wish@sazanami-g.jp
イベント開催	—	
そ の 他	○	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に医師無料相談会を開催しています。 ・隠岐圏域については定期的に巡回しております。（年8回） ・普及啓発のための研修、支援者の方々向けの専門研修、研修会講師としてセンタースタッフを派遣する事業も実施しています。

⑩島根県西部発達障害者支援センターウィンド

団 体 紹 介	発達障がいのある方やご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、関係施設及び関係機関等と連携しながら、「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、及び「啓発研修と研修」を行います。
住 所	浜田市上府町イ2589
T E L	0855-28-0208
F A X	0855-28-0217
e - m a i l	wind1841@rhythm.ocn.ne.jp
U R L	http://iwami-wind.org/

◎支援の概要

事 業 内 容	「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「啓発研修と研修」等
対 象 者	発達障がいのある方とそのご家族、また支援者や関係機関等が対象となります。
利 用 者 状 況	平成27年度 相談・発達支援件数1,462件、相談・就労支援件数529件
ス タ ッ プ 構 成	相談支援員、発達支援員、就労支援員、地域支援マネージャー計6名のスタッフが対応します。
利 用 料	利用料は無料です。(グループ活動での実費分を負担いただく場合があります。)
利 用 手 続 き	来所、訪問、電話、mail等。相談に関しては事前の予約が必要となります。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、関係支援機関等などからの相談に応じています。
カウ ン セ リ ン グ	—	
訪 問	○	保育所、学校、施設、企業等への訪問を行っています。
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	○	青年期・成人期集団グループ活動「スマイルクラブ」を開催しています。(年10回程度)
作 業	—	
電 話 相 談	○	
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	状況・必要に応じて他機関との調整、連携や紹介をさせていただきます。
職業体験・職場訪問	○	就労支援機関等との職場訪問等を実施しています。
メールでの相談	○	
イベント開催	○	発達障がいの特性に関する基礎講座等の開催を行っています。
そ の 他	—	

⑪島根県教育センター 教育相談スタッフ

団 体 紹 介	学校教育や家庭教育に関するさまざまな不安や悩み、心配なこと（学習・生活・発達・対人関係等）について、来所して相談をすることができます。
住 所	松江市内中原町255-1
T E L	0852-22-5876（相談受付専用ダイヤル）
F A X	0852-22-6761
e - m a i l	
U R L	http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/kikan/matsue_ec/kyoiku_soudan/

◎支援の概要

事 業 内 容	来所相談（火～金：9：00～17：00）
対 象 者	幼児から高校生まで、およびその保護者等
利 用 者 状 況	来所相談（週1回から）児童生徒本人、保護者 211件（H27）
ス タ ッ フ 構 成	教育相談スタッフ員
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	要予約（電話）

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、保護者、関係教育機関からの相談に応じています。
カウ ン セ リ ン グ	—	
訪 問	—	
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	—	
外 出 付 添 い	—	
他 機 関 へ の 紹 介	—	
職 業 体 験 ・ 職 場 訪 問	—	
メ ー ル で の 相 談	—	
イ ベ ン ト 開 催	—	
そ の 他	—	

⑫島根県教育センター「こころ・発達」教育相談室

団 体 紹 介	島根県教育センターの分室（医療と連携した教育相談を行う）・不登校や発達がい・医療が必要と考えられる子どもに関する相談・他機関紹介 幼児から高校生まで
住 所	〒693-0032 出雲市下古志町1574-4 出雲市立河南中学校 若松分校 内
T E L	相談電話 0800-200-1556（原則 月～木 10：00～16：30）
F A X	0853-31-5561
e - m a i l	
U R L	

◎支援の概要

事 業 内 容	電話相談・来所相談（水曜日と木曜日 予約制）
対 象 者	本人、保護者、関係教育機関（幼児から高校生まで）
利 用 者 状 況	（H26年度）電話相談（延べ）47件、来所相談（延べ）247件
ス タ ッ プ 構 成	（水）心理士1名、（木）心理士1名、その他 教育相談員1名
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	来所相談については要予約

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、保護者、関係教育機関
カウ n セ リ n グ	—	
訪 問	—	
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	○	0800-200-1556 フリーダイヤル（原則 月～木 10：00～16：30）
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて医療機関、他の相談機関等に紹介
職業体験・職場訪問	—	
メールでの相談	—	
イ ベ n ト 開 催	—	
そ の 他	—	

⑬島根県教育センター浜田教育センター教育相談スタッフ

団 体 紹 介	学校教育や家庭教育に関するさまざまな不安や悩み、心配なこと（学習・生活・発達・対人関係等）について、来所して相談することができます。
住 所	〒697-0023 浜田市長沢町1550-1
T E L	0855-23-6784
F A X	0855-23-5059
e - m a i l	
U R L	http://www.pref.shimane.lg.jp/hamada_ec/

◎支援の概要

事 業 内 容	来所相談、電話相談（月・火・木・金 9:00～17:00）（水 13:00～17:00）
対 象 者	幼児から高校生まで、およびその保護者等
利 用 者 状 況	来初相談（延べ）1,652件、電話相談（延べ）316件
ス タ ッ フ 構 成	教育相談スタッフ員
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	要予約（電話）

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、保護者、関係教育機関からの相談に応じています。
カウ ン セ リ ン グ	—	
訪 問	—	
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	○	同上
外 出 付 添 い	—	
他 機 関 へ の 紹 介	—	
職 業 体 験 ・ 職 場 訪 問	—	
メ ー ル で の 相 談	—	
イ ベ ン ト 開 催	—	
そ の 他	—	

⑭島根大学 こころとそだちの相談室

団 体 紹 介	カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法、心理検査など、臨床心理等の専門的な手法によって相談を行います。
住 所	〒690-0823 松江市西川津町1060 島根大学教育学部内
T E L	0852-32-1100 (受付専用。平日10:00~16:00。なお大学休暇中は受付できない場合があります。)
F A X	
e - m a i l	
U R L	http://www.edu.shimane-u.ac.jp/gakubu_kokoro/kyoiku_kokoro/

◎支援の概要

事 業 内 容	来所相談、心理検査
対 象 者	ひきこもり当事者（年齢不問）、家族又は親族、支援者
利 用 者 状 況	来所相談年間延べ約6,000件 ※ひきこもり相談に限らず
ス タ ッ プ 構 成	臨床心理士有資格者11名、および臨床心理専攻の大学院生
利 用 料	有料。(18才未満：初回1,500円、継続1,000円。18才以上：初回3,000円、継続2,000円)
利 用 手 続 き	電話にて相談をお申し込みください。担当より折り返しご連絡いたします。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、親族、支援者からの相談に応じています。年齢不問。
カウ ン セ リ ン グ	○	本人、家族、親族、支援者に継続して、定期的なカウンセリングを行います。
訪 問	—	
居 場 所 提 供	—	
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	—	
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて、医療機関・他の相談機関等に紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	—	
メールでの相談	—	
イベント開催	—	
そ の 他	—	

⑮飯南町社会福祉協議会

団 体 紹 介	ご自身の子供さんが不登校・ひきこもりの当事者であった2名のサポーターにお願いし、相談場所&居場所をH27年5月25日から毎週月曜日3時間開催しています。
住 所	飯石郡飯南町野萱1826-2
T E L	0854-76-2170
F A X	0854-76-2086
e - m a i l	y-agou@iinanshakyō.com
U R L	http://www.iinanshakyō.com/

◎支援の概要

事 業 内 容	電話相談、来所相談、当事者の活動・外出支援。H28年度～家庭訪問開始
対 象 者	ひきこもり当事者（年齢不問）、家族又は親族、支援者
利 用 者 状 況	来所相談（H27.5.25～H28.6.30現在）開催日数59日、保護者延べ76名、当事者延べ38名、1日平均1.93名
ス タ ッ プ 構 成	ひきこもり相談には当事者2名が対応
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	事前の電話予約、または時間内の来所

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	
カウ ン セ リ ン グ	△	状況によっては（保護者の方へ）ご提案します
訪 問	○	H28年4月から実施しています
居 場 所 提 供	○	当事者の方が過ごしやすいお部屋を作っています
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	○	本人の主体的な希望があった時に実施
電 話 相 談	○	毎週月曜日 14:00～17:00 0854-76-3800
外 出 付 添 い	△	作業と同様。今後希望あれば実施予定
他機関への紹介	○	相談内容に応じて
職業体験・職場訪問	△	今後希望あれば実施予定
メールでの相談	—	
イ ベ ン ト 開 催	—	
そ の 他	—	

⑯特定非営利活動法人YCスタジオ

団 体 紹 介	青少年に対して、安心してすごせる居場所とオルタナティブな学びの場を提供し、青少年の起業や文化の発信を支援する事業を行い、もって青少年が自信と希望をもてる地域社会づくりに寄与することを目的に、平成16年3月3日に設立。
住 所	〒690-0061 松江市白潟本町70番地
T E L	0852-25-9592
F A X	0852-25-9592
e - m a i l	info@ycs.or.jp
U R L	http://www.ycs.or.jp/

◎支援の概要

事業内容	居場所、相談・親の会、各種工房・体験活動、仕事体験・中間就労、学習会、交流会
対象者	困難を抱える10代後半から30代の子ども・若者（シングルの母子を含む）
利用者状況	（平成27年度実績）居場所利用 延べ1,539名、親の会参加 延べ32名、個人相談 延べ498件、工房利用 延べ206名、仕事体験・中間就労 延べ37名、学習会 計12名、交流会 延べ17名参加
スタッフ構成	常勤相談員1名、非常勤相談員3名、アルバイトサポートスタッフ6名
利用料	工房利用料 1000円/年
利用手続き	利用者登録

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面接相談	○	個人相談 随時（月～金13時～17時）、親の会 毎月第4日曜日（14時～17時）
カウンセリング	○	ピアカウンセリング 親の会 毎月第4日曜日（14時～17時）、当事者会月1回程度
訪 問	○	随時（当事者と保護者からの依頼があった時）
居 場 所 提 供	○	土日祭日を除く毎日（11時～18時）
共 同 生 活	—	
グループ活動 作 業	○	各種工房・体験活動--週1回1.5時間程度 （芸術表現ものづくり、スポーツ、自然体験、IT教室、学習教室）
電 話 相 談	○	随時（月～金13時～17時）
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	随時（月～金13時～17時）
職業体験・職場訪問	○	仕事体験・中間就労（農と食とアートによる仕事づくり、キッチン惣事業） — 農業・こだわり市、お惣菜の製造販売、雑貨の販売等 外部企業への橋渡し
メールでの相談	○	随時（月～金13時～17時）
イベント開催	○	天神祭、フリーマーケットなど
そ の 他	○	講演会・学習会・生きづらさからの当事者研究会等 年2回程度

⑰すまいりーねっと

団 体 紹 介	私たち団体は、いじめや不登校・引きこもり状態の子どもや若者が、生まれ持った個性を活かし育める環境を整えることを目的に、安心できる【居場所】【訪問・相談】を行い社会へ羽ばたく手助けをしています。子どもや若者の”にこやかな笑顔”が繋がり拡がる場所でありたいと願い、元気を取り戻す事ができたなら、次に繋がるステージを創り出したいと考えています。利用する子どもや若者が輝やき、活躍できる場を提供していけるよう心掛けています。
住 所	島根県松江市東津田町1713-1
T E L	0852-26-1802
F A X	0852-26-1802
e - m a i l	smileynet@circus.ocn.ne.jp
U R L	www.facebook.com/smileynet.matsue http://blog.canpan.info/smileynet/

◎支援の概要

事業内容	訪問相談、居場所支援、中間的就労支援、SNS相談、電話相談、来所相談、保護者支援等
対 象 者	いじめ、不登校、ひきこもり、ニート当事者、家族、関係者（育児相談含む）
利 用 者 状 況	SNS相談50件、電話相談10件、来所相談3件、訪問件数5件、居場所支援80名（H28年5月～平均/月）
スタッフ構成	常勤スタッフ1名、ピアポーター1名、非常勤スタッフ2名
利 用 料	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭訪問・外出支援料 5,000円（1回50分） ※交通費は別途1kmあたり50円の計算になります（入会金・年会費/無料） ◆来所型個別支援料（相談料） 4,000円（1回50分） ◆ピアサポーター支援料（相談料） 1,500円（1回50分） ◆ひとり暮らしサポート 20,000円（4日程度/1ヶ月） ※居場所の定額制料金 5,000円込 ◆居場所利用料 5,000円（1ヶ月） 500円（1日） 時間外利用 200円（1時間）
利 用 手 続 き	居場所利用は登録制。個別支援は契約制。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、親族、関係者からの相談に応じています。
カウ ン セ リ ン グ	—	
訪 問	○	必要に応じ状況を把握したうえ自宅もしくは安心した環境へ訪問します。
居 場 所 提 供	○	月に15日程度、居場所として開放（プログラムを実施）☆13:00～18:00
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	○	地域からの依頼を受け【社会貢献活動】【ボランティア活動】を実施しています。
作 業	—	
電 話 相 談	○	月～金 10:00～19:00（緊急の場合時間外対応）
外 出 付 添 い	○	関係機関との連携、同行、外出支援を実施しています。
他機関への紹介	○	相談内容に応じて医療機関、他の相談機関等に紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	中間的就労（ポスティング作業・配布作業など）
メールでの相談	○	メールやSNS相談に対応しています。
イベント開催	○	24時間テレビ募金活動、講演会活動（いじめ・不登校・ひきこもりに関する当事者やピアサポーターも含む）
そ の 他	—	

⑩特定非営利法人プロジェクトゆうあい

団 体 紹 介	障がい者の社会参画支援、情報化の推進、人にやさしいまちづくりを目指して様々な事業に取り組んでいます。若者支援は平成26年度より開始し、主に中間的就労の場(有償就労体験)としての提供を行っています。
住 所	松江市北堀町35-14 (就労体験場所 松江市白湊本町74 本町堂)
T E L	0852-32-8645
F A X	0852-28-1116
e - m a i l	info@project-ui.com
U R L	http://www.project-ui.com

◎支援の概要

事 業 内 容	就労体験、相談支援 (利用登録者とその家族)、居場所支援 (H28年9月～)
対 象 者	15歳から30歳代までの若者及びその家族
利 用 者 状 況	利用登録者受け入れ件数 (H28年7月末まで) のべ13名
ス タ ッ プ 構 成	スタッフ3名 (うち精神保健福祉士・産業カウンセラー1名)
利 用 料	有償就労体験 (時給200円) / 居場所支援 利用無料
利 用 手 続 き	電話・来所などにより受け付けています。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	利用登録のある若者及びその家族
カウンスリング	○	個別・グループでのカウンセリング (利用登録のある若者及びその家族)
訪 問	—	
居 場 所 提 供	○	木 10:00~15:00 (H28年9月～)
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	○	月に1回程度のグループ活動
作 業	○	月・火・金 10:00~15:00
電 話 相 談	—	
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	必要な場合には他機関への紹介も行います。
職業体験・職場訪問	○	有償就労体験 (主に当機関の古本事業についての作業体験)
メールでの相談	—	
イベント開催	—	
そ の 他	—	

⑨居場所「フリーダス」(設置者：松江不登校を考える会「カタクリの会」)

団 体 紹 介	主に学校に行かない、行きづらい子が集まっていますが、学校に行っている子どもも来ています。最近では若者も集まっています。それぞれやりたいことをして過ごします。楽器をひいたり、スポーツに出掛けたり、料理をしたり、行事も様々です。安心して居られる場です。
住 所	〒690-0878 松江市砂子町209-3
T E L	0852-28-2827又は0852-26-5286 (吾郷)
F A X	同上
e - m a i l	ago123@freedass.org
U R L	

◎支援の概要

事 業 内 容	貧困・不登校・ひきこもり・ニートなどの支援、相談
対 象 者	不問(5、6歳～若者)
利 用 者 状 況	10～25歳。居場所事業(年間100日くらい)。親の相談事業(毎月1回)。電話相談(随時)。
ス タ ッ プ 構 成	代表1名、相談員1名、スタッフ5名。
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	カタクリの会又は代表者に問い合わせる。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人・家族・親族・支援者・各地親の会からの相談に応じています。年齢不問。
カウ ン セ リ ン グ	○	必要に応じ相談をくり返し、結果、カウンセリングとなることもある。
訪 問	—	
居 場 所 提 供	○	火・木 週2日を基本に、要望に応じ他の日も開所。食事提供もする。行事・屋外活動・スポーツも取り入れています。
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	○	代表1名、スタッフ1名が随時受けています。
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じ、他の機関・法人・団体を紹介することもあります。
職業体験・職場訪問	○	希望があれば、支援法人・団体を紹介し、体験を試みています。
メールでの相談	○	基本的にはお会いして話すようにしています。
イ ベ ン ト 開 催	○	研修会、講演会を開催し、広く市民に参加を呼び掛けています。毎月通信を発行し、イベント広報しています。
そ の 他	○	家族ぐるみの行事の開催など。

⑳ぷらりねっと（出雲市）

団 体 紹 介	家に閉じこもりがちな人、人との関わりを苦手と感じている人などが、自由に来て自由に過ごす場所を開設しています。
住 所	出雲市今市町1213
T E L	0853-25-2189
F A X	0853-25-2189
e - m a i l	kenkou@local.city.izumo.shimane.jp
U R L	http://purarinet.jugem.jp/

◎支援の概要

事 業 内 容	思春期の居場所支援
対 象 者	ひきこもり等の当事者で、利用ルールを守れる人（初回利用の場合20代）
利 用 者 状 況	延べ811人、一日平均利用者数、3.4人（H27年度）
ス タ ッ プ 構 成	自分づくりの会会員（専門職スタッフ配置なし）
利 用 料	無料（調理実習などについては実費徴収あり）
利 用 手 続 き	利用申込書提出（保護者の記載が望ましい）

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	—	
カウ ン セ リ ン グ	—	
訪 問	—	
居 場 所 提 供	○	9：15～16：45 開設
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	—	
作 業	—	
電 話 相 談	—	
外 出 付 添 い	—	
他 機 関 へ の 紹 介	○	
職 業 体 験 ・ 職 場 訪 問	—	
メ ー ル で の 相 談	—	
イ ベ ン ト 開 催	—	
そ の 他	—	

②出雲すこやか会

団 体 紹 介	不登校や引きこもり、貧困など困難を抱える子ども・若ものに、仕事を提供する。
住 所	出雲市塩冶町2076
T E L	090-5262-8058
F A X	0853-22-7302
e - m a i l	kuratuka@smn.enjoy.ne.jp
U R L	

◎支援の概要

事 業 内 容	中間就労の場の提供
対 象 者	困難を抱える子ども・若もの（10代後半から30代）
利 用 者 状 況	面接相談2～3件、作業利用10数件（H26年度）
ス タ ッ プ 構 成	1～2名
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	特になし

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人の希望があるとき
カ ウ ン セ リ ン グ	－	
訪 問	－	
居 場 所 提 供	－	
共 同 生 活	－	
グ ル ー プ 活 動	－	
作 業	○	事務作業、配送作業（時間給680円～）
電 話 相 談	－	
外 出 付 添 い	－	
他機関への紹介	－	
職業体験・職場訪問	－	
メールでの相談	－	
イ ベ ン ト 開 催	－	
そ の 他	－	

②ほっとスペース ゆきみーる ～青少年の居場所～

団 体 紹 介	「大田市県域に青少年の居場所となる相談先、支援先ができれば良いな。年齢で支援が途切れないで欲しいな。」という長年の思いから、2010年7月よりスタートした青少年の居場所です。
住 所	大田市大田町大田イ376-1
T E L	0854-83-7373
F A X	0854-84-0262
e - m a i l	yukimi-ru@hotmail.co.jp
U R L	http://www.iwami.or.jp/ohgreen/

◎支援の概要

事 業 内 容	困難を抱える子ども若者の相談支援と居場所の提供
対 象 者	15才～39才の青少年、その家族
利 用 者 状 況	正規会員17名、モニター会員18名、その他相談受付実績あり
ス タ ッ プ 構 成	室長1名、常勤相談員1名、非常勤相談員3名、国際ボランティアスタッフ1～2名
利 用 料	正規会員（3,000円/月）モニター会員（100円/1回）ただし週3回、1回3時間まで
利 用 手 続 き	受付→面接→モニター登録・利用→正規会員登録

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面 接 相 談	○	本人、家族、支援者からの相談。要予約
カウ ン セ リ ン グ	○	月2回、臨床発達心理士によるカウンセリング実施
訪 問	—	
居 場 所 提 供	○	月～金、10：00～17：45 居場所（マンガ、iPad等あり）提供
共 同 生 活	—	
グ ル ー プ 活 動	○	スポーツやゲーム、野外活動など随時あり
作 業	○	郵便物発送作業のお手伝い、生協地域ステーションの当番
電 話 相 談	○	0854-83-7373 月～金 9：00～18：00
外 出 付 添 い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて、他の相談支援機関等に紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	併設する介護施設、保育所での体験ができます。
メールでの相談	—	
イ ベ ン ト 開 催	○	保護者や支援者向けの研修会 等を実施
そ の 他	○	正規会員はNPOが行うイベントや野外活動への参加ができます。

②公益社団法人ふるさと島根定住財団 ジョブカフェしまね（松江、浜田）

団 体 紹 介	学生、若年求職者（概ね45歳未満の方）への就職支援、キャリア支援を行う窓口
住 所	松江：松江市朝日町478-18 松江テルサ 3F 浜田：浜田市相生町1391-8 シティパルク浜田 2F（いわみぷらっと内）
T E L	松江センター：フリーダイヤル0120-67-4510（0852-28-0691） 浜田ランチ：フリーダイヤル0120-45-4970（0855-25-1600）
F A X	松江センター：0852-28-0692 浜田ランチ：0855-25-1630
e - m a i l	newjobcafe@teiju.or.jp
U R L	http://www.gogo-jobcafe-shimane.jp

◎支援の概要

事業内容	キャリアアドバイザーによるキャリア相談、就職応援ミニセミナー、PCによる適職診断、書類作成、図書の見学・貸出、合同企業説明会・合同就職面接会
対象者	概ね45歳未満の働くことに不安や悩みを持つ学生や若年者
利用者状況	年間利用者約7,300人、相談実績約3,900人（H27年度）
スタッフ構成	キャリア相談については、松江アドバイザー6名、浜田アドバイザー2名で対応
利用料	無料で利用が出来ますが登録が必要です。
利用手続き	キャリア相談、ミニセミナー参加等については要予約。

◎サービス詳細

サービス名		内 容
面接相談	—	
カウンセリング	○	本人が基本。（場合によっては家族）
訪問	—	
居場所提供	—	
共同生活	—	
グループ活動	○	週1回のミニセミナー（自己分析、書類作成、面接練習など）
作業	—	
電話相談	—	
外出付添い	—	
他機関への紹介	○	相談内容に応じて他機関へ紹介することがあります。
職業体験・職場訪問	○	短期の就労体験など
メールでの相談	—	
イベント開催	○	合同就職面接会、合同企業説明会、小規模面接会ほか
その他	—	

④島根障害者職業センター

団 体 紹 介	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する施設です。ハローワークなどの関係機関と連携のもと、就職を希望される障害のある方々等に対して各種支援を行っています。
住 所	松江市春日町532番地
T E L	0852-21-0900
F A X	0852-21-1909
e - m a i l	shimane-ctr@jeed.or.jp
U R L	http://www.jeed.or.jp/location/chiiki/shimane/

◎支援の概要

事 業 内 容	職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援など
対 象 者	就職を希望される障害のある方等
利 用 者 状 況	年間利用者数約370名（平成27年度）
ス タ ッ プ 構 成	職業相談・職業評価には障害者職業カウンセラーが対応
利 用 料	無料
利 用 手 続 き	来所相談等などについては要予約。

◎サービス詳細

サービス名	内 容
面 接 相 談	
カウンスリング	
訪 問	
居 場 所 提 供	
共 同 生 活	
グ ル ー プ 活 動	
作 業	
電 話 相 談	
外 出 付 添 い	
他機関への紹介	
職業体験・職場訪問	
メールでの相談	
イ ベ ン ト 開 催	
そ の 他	

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

対象者・身体障がい者【身体障害者手帳が必要】

知的障がい者【療育手帳所持又は市町村による確認（心体相の判定）】

精神障がい者【精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、医師の意見書等】

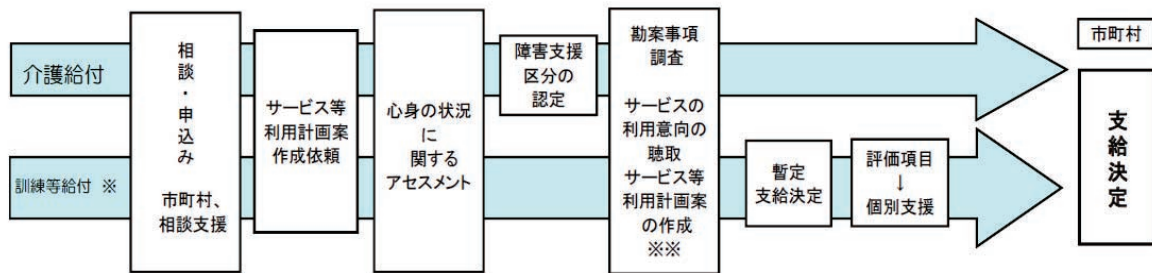
難病患者【平成 27 年 7 月から 3 3 2 疾病が対象】

ひきこもりに関連して障害福祉サービスの利用を検討するのは、多くが精神障がい(発達障がいを含む)を理由とするものと考えられます。この場合、医療機関への受診につなげ、精神疾患である旨の医師の意見書を徴取する必要があります。(精神障がいの場合、上記のとおり手帳の取得は必ずしも要件ではありません。)

申請・相談先・居住地の市町村障がい福祉担当課

サービス利用のながれ

サービスの利用は介護給付と訓練等給付で異なります。



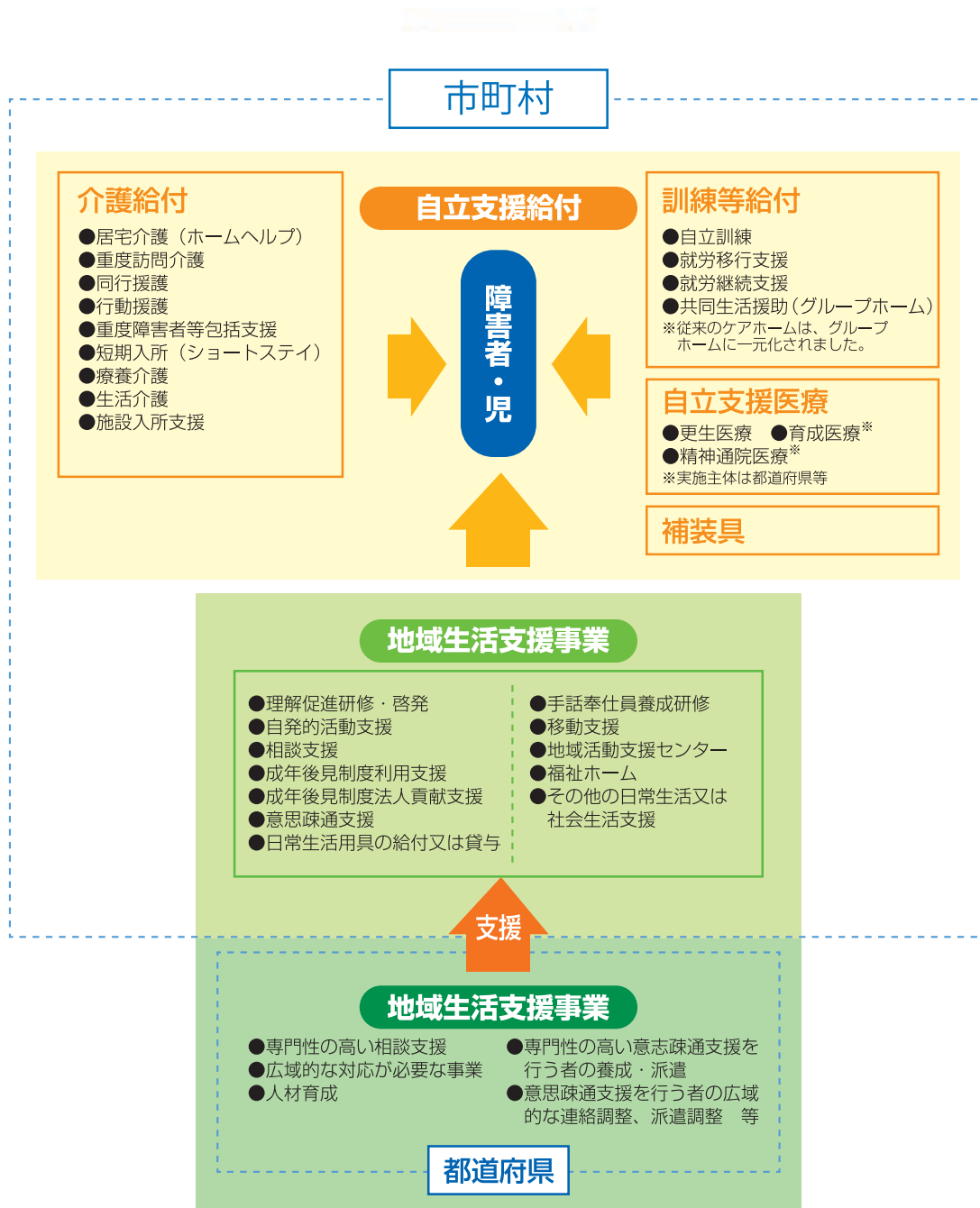
利用可能な主なサービス（ひきこもり関連）

障害福祉サービスの一覧は別表のとおりですが、ひきこもりの場合、次のようなサービス利用が考えられます。

- ① 計画相談支援・サービス等の利用計画の作成と実施状況のモニタリングを行い、必要に応じ計画変更します。サービスには障害福祉サービスだけでなく、必要に応じて地域生活支援事業やインフォーマルなサービスも組み合わせます。
- ② 地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
- ③ 自立訓練（生活訓練）・・・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ④ 就労継続支援（A型、B型）・・・一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
- ⑤ 就労移行支援・・・一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ⑥ 居宅介護・・・身体介護が必要なケースは少ないと思いますが、独居のひきこもりの場合、必要に応じて家事援助の提供が考えられます。

※) 他に市町村の裁量により提供されるサービスとして地域生活支援事業がありますが、このなかには「地域活動支援センター」に通所して、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業もあります。

障害者総合支援法の障害福祉サービス等体系図
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

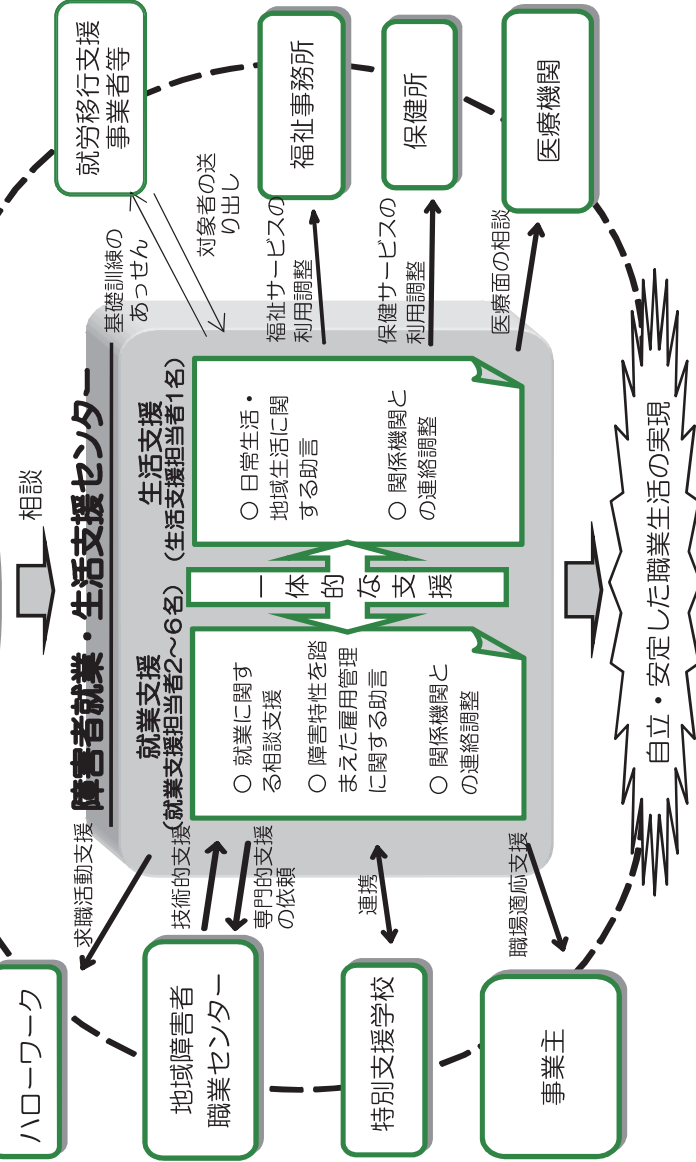


障害者就業・生活支援センター

雇用と福祉のネットワーク

業務の内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施。



＜就業面での支援＞

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援

○ 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言

○ 関係機関との連絡調整

＜生活面での支援＞

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

障害者就業・生活支援センター

名称	通称	住所	電話番号	指定法人名	指定年月日
松江障害者就業・生活支援センター	ふらす	〒690-0063 松江市寺町89	0852-60-1870	社会福祉法人 桑友	H17.5.9
雲南障がい者就業・生活支援センター	アーチ	〒699-1333 雲南市木次町下熊谷1259番地1	0854-42-8022	社会福祉法人 雲南広域福祉会	H20.3.18
出雲障がい者就業・生活支援センター	リーフ	〒693-0001 出雲市今市町875-6 エッセインまち1F	0853-27-9001	社会福祉法人 親和会	H16.7.1
大田障がい者就業・生活支援センター	ジョブ亀の子	〒694-0041 大田市長久町長久口267-6	0854-84-0273	社会福祉法人 亀の子	H21.3.6
浜田障害者就業・生活支援センター	レント	〒697-0027 浜田市殿町75-8	0855-22-4141	社会福祉法人 いわみ福祉会	H14.5.7
益田障がい者就業・生活支援センター	エスポア	〒698-0027 益田市あけぼの東町1-9	0856-23-7218	社会福祉法人 希望の里福祉会	H20.3.18
隠岐障がい者就業・生活支援センター	太陽	〒685-0021 隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1	08512-2-5699	社会福祉法人 わかば	H25.8.1

生活困窮者自立支援制度

島根県健康福祉部地域福祉課

■制度の概要

- ・経済的な困窮状態にある方に対し、「働きたくても働けない」「住む所がない」「今夜食べるものがない」など生活全般にわたる課題に対応する相談窓口が、全国に設置されています。(平成 27 年度から)
- ・相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

■対象者

- ・法律では「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる(注)おそれのある者」と定義されています。(「最低限度の生活を維持できなくなる」≡「生活保護が必要になる」)
- ・ただし、相談事業においては、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、生活困窮者が複合的な課題を抱えて、いわゆる「制度の谷間」に陥らないようできるだけ幅広く対応します。(金銭、サービス給付事業においては資産・収入要件を設けるものもあります。)

■支援メニュー

<p>自立相談支援事業【必須】</p> <p>生活困窮者のさまざまな課題に一元的に対応し、評価・分析に基づいて支援計画を策定し、関係機関との調整を行います。</p>	<p>住居確保給付金【必須】(収入・資産要件あり)</p> <p>離職等により住居を失ったか、そのおそれの高い方に家賃相当額を支給します。</p>
<p>一時生活支援事業(収入・資産要件あり)</p> <p>住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所や衣食の提供等を行います。</p>	<p>就労準備支援事業(収入・資産要件あり)</p> <p>就労に必要な訓練を日常生活自立・社会生活自立段階から有期で行います。</p>
<p>家計相談支援事業</p> <p>家計に関する相談支援、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行います。</p>	<p>生活困窮世帯の子どもの学習支援、その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業</p>

※市町村により実施事業は異なります。ただしこの表の【必須】は全ての市町村で実施。

■ひきこもり者支援との関係は？

- ・生活困窮者自立相談支援機関はひきこもりについての専門機関ではありませんが、ひきこもりを含め、その家庭の経済的困窮につながる生活課題全体へ関わり、他の機関と連携しながら、生活困窮から脱することについて支援を行います。
- ・また、この制度には段階的に就労を支援するメニューがあり、ひきこもりを脱して社会参加していく上での活用が考えられます。

■県内の相談窓口は

次ページの通りです。

自立相談支援機関 相談窓口一覧

自治体名	実施主体名(※1)	窓口名	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス(※2)
松江市	松江市社会福祉協議会	松江市くらし相談支援センター	松江市千鳥町70	0852-60-7575	0852-60-7576	kurashi@shakyou-matsue.jp
浜田市	浜田市社会福祉協議会	あんしん生活相談窓口	浜田市野原町859-1	0855-25-1755	0855-25-1756	seikatu-soudansien@hamada-shakyo.com
出雲市	出雲市社会福祉協議会	生活支援・相談センター	出雲市今市町543	0853-23-3790	0853-20-7733	fukushi@zumoshakyo.jp
益田市	益田市社会福祉協議会	益田市社会福祉協議会	益田市須子町3番1号 益田市総合福祉センター内	0856-22-7256	0856-23-4177	masuda_h@masuda-shakyou.or.jp
大田市	大田市社会福祉協議会	生活サポートセンターおおだ	大田市大田町大田イ128	0854-82-0820	0854-82-9960	shakyo@fukushi-ohda.jp
安来市	同左	安来市福祉課	安来市広瀬町広瀬1930-1 安来市健康福祉センター内	0854-23-3248	0854-32-9008	fukushi@city.yasugi.shimane.jp
江津市	江津市社会福祉協議会	生活支援相談センター	江津市江津町1110番地17 江津市総合市民センター内	0855-52-2474(代)	0855-52-2308	info@gotsu-shakyo.jp
雲南市	雲南市社会福祉協議会	生活支援・相談センター	雲南市三刀屋町三刀屋1212-3	0854-45-3933	0854-45-2211	
奥出雲町	同左	奥出雲町福祉事務所	仁多郡奥出雲町三成358番地1	0854-54-2541	0854-54-2030	kenkou@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	同左	飯南町福祉事務所	飯石郡飯南町頓原2064番地	0854-72-1773	0854-72-1775	
川本町	同左	川本町健康福祉課	川本町大字川本271-3	0855-72-0633	0855-72-0635	
美郷町	美郷町社会福祉協議会	くらしの相談所みさと	邑智郡美郷町粕淵195番地1	0855-75-1300	0855-75-1439	
邑南町	邑南町社会福祉協議会	邑南町社会福祉協議会	邑南町高見485番地1	0855-84-0332	0855-84-0460	shakyo@town-ohnan.jp
津和野町	津和野町社会福祉協議会	津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町日原14	0856-74-1617	0856-74-1621	syakyo@sun-net.jp
吉賀町	吉賀町社会福祉協議会	吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	0856-77-0136	0856-77-0880	yoshi-houjin@yoshika-shakyo.jp
海士町	同左	海士町健康福祉課	隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1823	08514-2-0208	
西ノ島町	同左	西ノ島町健康福祉課	西ノ島町大字浦郷534番地	08514-6-0104	08514-6-0683	
知夫村	同左	知夫村民福祉課	知夫村1065番地	08514-8-2211	08514-8-2093	
隠岐の島町	隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐の島町あんしんセンター	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	08512-3-1303	08512-2-4517	info@okt-fukushi.net

(※1) 自立相談支援事業を委託により実施する場合の、委託先事業者の名称です。

(※2) メールでの相談受付が可能なアドレスです。

発達障害者支援センターについて

島根県では、発達障がい児・者の支援の拠点となる専門的機関として、県内2箇所に発達障害者支援センターを設置し、本人やその家族への支援、関係機関等に対する普及啓発及び研修を実施しています。

市町村や学校、保育所、福祉施設、医療機関など身近な機関と連携し、本人や家族が地域の中で安心して暮らせるよう支援しています。

●島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ（詳細はP64）

●島根県西部発達障害者支援センター ウィンド（詳細はP65）

【相談支援・就労支援】

○日常生活に関わる様々なご相談

- ・ご本人やご家族からの日常生活に関する様々なご相談に応じます。
- ・また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法、関係機関への紹介も行います。
- ・生活状況の調査、発達検査等のアセスメントを行い、個々の特性の理解、また特性に応じた支援や環境設定について助言を行います。

○就労に関するご相談

- ・就労に関するご相談に応じるとともに、ハローワークなどの就労支援機関と連携して情報提供を行います。
- ・また必要に応じて、センターのスタッフが学校や就労先を訪問し、障がい特性や就業適性に関する助言や、作業工程や環境の調整などを行います。

○医療相談

- ・協力医師による医療相談を定期的を開催しています（予約制）。

【普及啓発・研修】

○普及啓発活動

- ・発達障がいについて、障がいの正しい理解や支援の方法を広めるために、一般向けの研修会や講演会を開催しています。

○支援者の研修

- ・発達障がいに関わる支援者の資質や専門性の向上を図るため、アセスメントや相談に関する専門的な研修を実施しています。

○その他、発達障がいに関する研修会にセンターのスタッフを講師として派遣する、市町村、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係機関と支援のネットワークづくりを進めるなどの取組をしています。

平成28年度における子ども・若者相談支援について

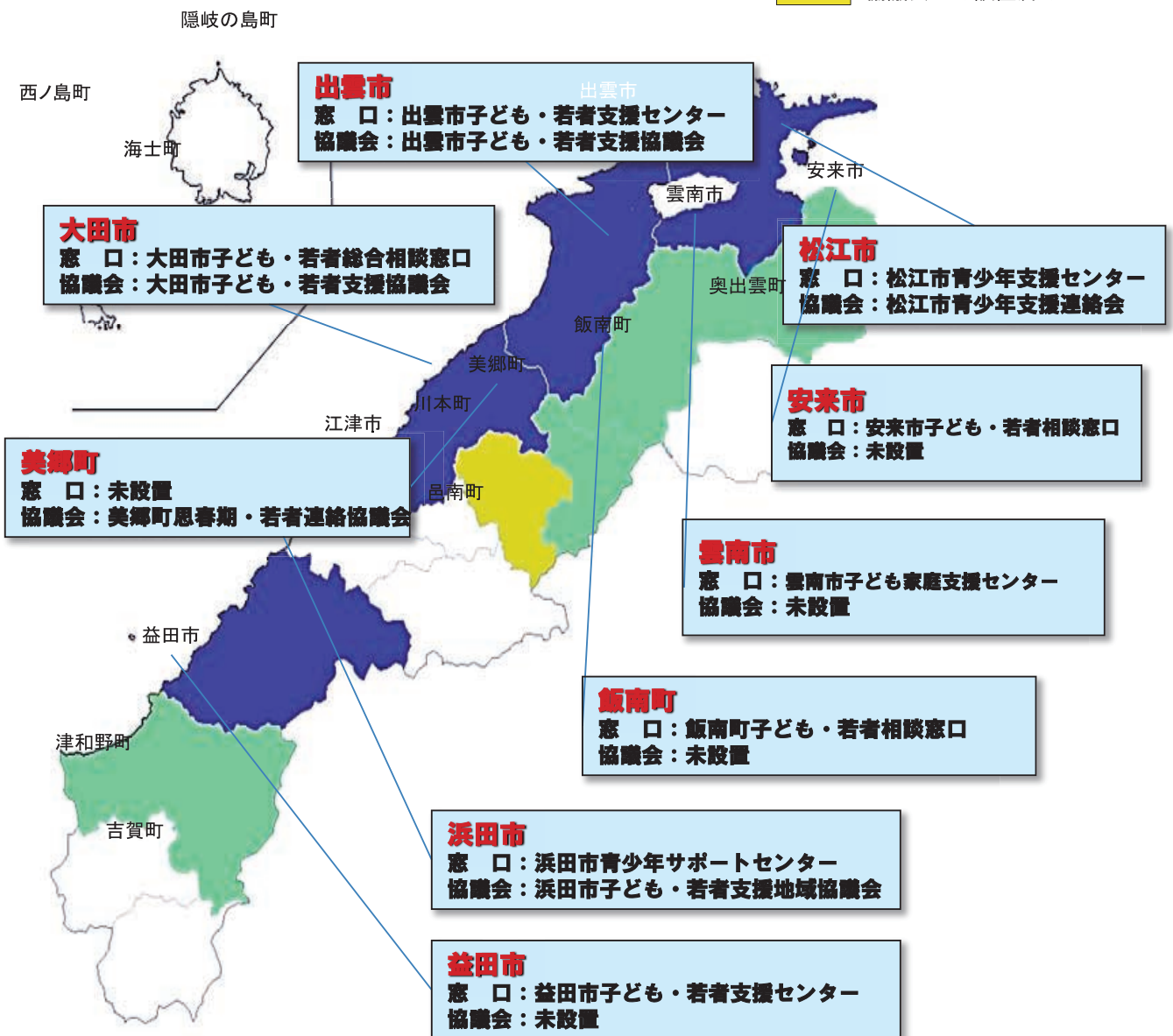
次代を担う子ども・若者育成支援は、我が国社会の発展に関わる重要課題ですが、若者無業者・ひきこもり・不登校・非行など子供・若者を巡る諸問題の深刻化が指摘されています。

これらの諸課題に対応するため、平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」を受け、県下市町において、「子ども・若者総合相談センター」を設置するとともに、県においても「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関がネットワークを組み、連携しながら子ども・若者育成支援に取り組んでいます。

- ・総合相談窓口は、19市町村中 8市町設置
- ・協議会は、19市町村中 5市町設置

(H28. 4現在)

- :窓口、協議会とも設置済み
- :窓口のみ設置済み
- :協議会のみ設置済み



地域若者サポートステーション事業 (若年無業者の職業的自立支援事業)

1. 事業目的・概要

若年無業者等の就労支援は生活保護受給者の増加リスクを防止するとともに、人口減少社会の中で産業の担い手育成のためにも重要な施策である。そのためには関係機関との連携の下、各人の置かれた状況に応じた個別的支援が継続的に行われることが必要である。

島根県では、その拠点として「地域若者サポートステーション(以下、「サポステ」という。)」を県内2箇所に設置し、相談支援・キャリア開発プログラム実施による就労支援を行う。

また、保健・福祉機関とは臨床心理士の設置によって、円滑なリファラーができる体制を作るとともに、教育・就労支援機関とは連携支援のために必要な情報交換などを行うことにより、各関係機関との切れ目の無い連携支援の実現を図る。

2. 支援対象者

若年無業者等のうち、就労をはじめとした自身の職業的自立に向けた取組みに意欲が認められる、原則として義務教育修了後15歳から40歳未満の者。

相談は
無料です

お気軽にご相談ください

★ご本人だけでなく、ご家族のご相談にも応じます

★就労後も職場への定着やステップアップを支援します

就職したい・・・面接に強くなりたい・・・
コミュニケーションに自信がない・・・
将来が不安・・・社会とのかかわりがない・・・
仕事に関するイメージが湧かない・・・

そんな不安や悩みを抱える若者の相談窓口です

(原則15歳～39歳を対象年齢としています)

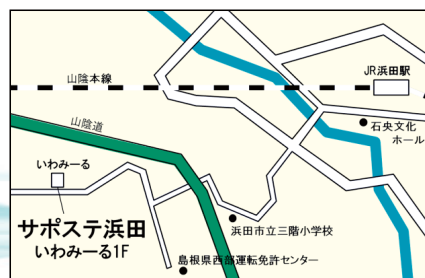
しまね東部若者サポートステーション (サポステ松江)

【開所】 月曜～金曜 9:30～17:30
* 第2土曜日は開所、翌週月曜日はお休み
* その他の土・日・年末年始はお休み
【住所】 〒690-0003 島根県松江市朝日町498
松江センタービル5F
【TEL】 0852-33-7710
【E-mail】 matsue@genki-ouen.or.jp
【HP】 <http://matsue-saposute.com/>



しまね西部若者サポートステーション (サポステ浜田)

【開所】 月曜～金曜 9:30～17:30
* 第2土曜日は開所、翌週月曜日はお休み
* その他の土・日・年末年始はお休み
【住所】 〒697-0016 島根県浜田市野原町1826-1
いわみーる1F
【TEL】 0855-22-6830
【E-mail】 hamada@genki-ouen.or.jp
【HP】 <http://hamada-saposute.com/>



— しまね東部・西部若者サポートステーションは、特定非営利活動法人元気応援ネットワークが運営しています —
(厚生労働省・島根県委託事業)

就労に向けたサポートの流れ



相談

スタッフがあなたに合ったサポステの利用方法を一緒に考えます。働くことへの不安や悩みを解消できるよう、スタッフがサポートします。

サポステプログラム

スタッフと話し合いながら、セミナーなどに参加して、就労のための能力を高めます。



STEP UP

関連機関と連携してあなたの「働き続ける」をサポートします。

就労

あなたらしい自立へ向けて、社会に一步踏み出しましょう！

働き続ける

他機関へのご紹介

本人の状況に応じて、専門的な機関を紹介します。

相談事業

個別相談

本人だけでなく、ご家族のご相談にも応じています。お電話、またはメールにてお問い合わせください。



出張相談

各地区で出張相談会を毎月1回開催しています。
〔サポステ松江〕 松江・出雲・安来・雲南・隠岐（隠岐地区は、2カ月に1回）
〔サポステ浜田〕 浜田・益田・大田（川本は随時）



臨床心理士による心の専門相談

臨床心理士によるカウンセリングを行っています（予約制）



キャリアカウンセラーによるお仕事専門相談

キャリアカウンセラーによるお仕事に関する専門相談を行っています（予約制）



保護者交流会・OB会

毎月第2土曜日は、茶話会形式で日頃の悩みや情報交換を行う保護者会やOB会、在職者向けの心理相談や仕事のスキルアップにつながるプログラムを実施します。



サポステプログラム

コミュニケーションセミナー

企業が最も重要視しているコミュニケーション能力や協調性を養います。



就職活動セミナー

応募書類の書き方や面接・ビジネスマナーをシミュレーションして実践的に学びます。



おしごとセミナー（サポステ松江）

日々の業務に役立つ仕事術や職場体験・ジョブトレ等でスキルアップを図ります。ポリテクセンター島根と連携した職業訓練を受けることもできます。



社会人セミナー

社会人としての自覚、基本的な生活態度、敬語、礼儀等、社会人の基本を学びます。



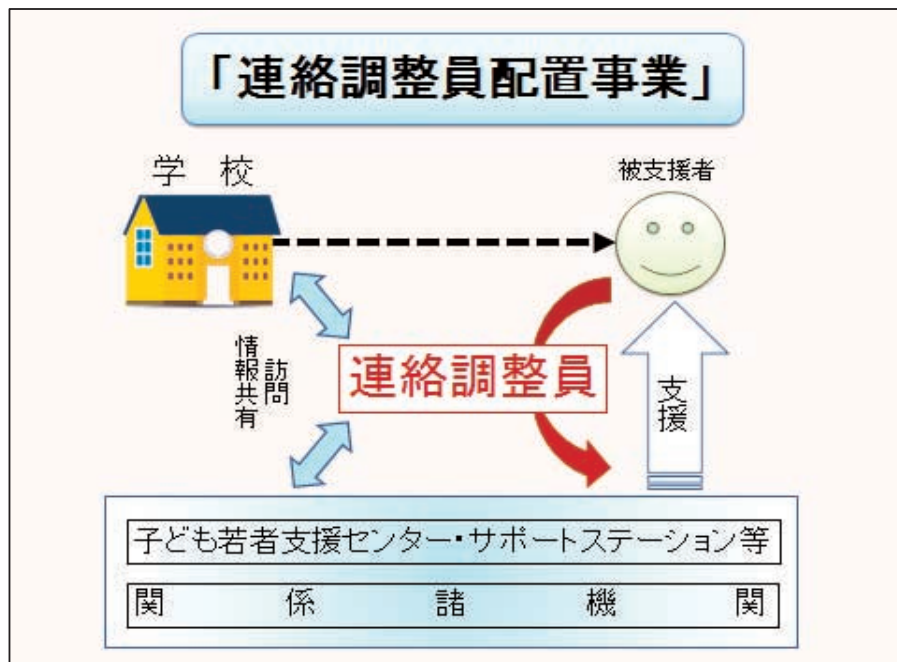
パソコン講座（サポステ浜田）

個別指導でパソコンに関する知識・技量の向上を図ります。



島根県教育委員会では、生徒指導関連事業として悩みの相談事業、不登校対策事業、生徒指導体制充実強化事業などを行っています。また、公立中学校卒業直後及び公立高校中退直後のひきこもり等の生徒についての状況を把握し、社会復帰へ向けての連絡調整を行う目的で、連絡調整員配置事業も行っています。

事業の詳細については、島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室までお問い合わせください。Tel 0852-22-6064



【ひきこもり等の実態把握】

【H27】

- 中学卒（依頼書分）
東部16人 西部10人
- 高校中退（依頼書分）
東部15人 西部3人

◎【H27連絡調整員実績等】

- 事前訪問、対応訪問等
 - ・学校との連絡調整・・・ 242回
 - ・関係機関との連絡調整・・・ 167回
 - ・本人または保護者との連絡調整・・・ 38件

◎【H27目標と具体策】

<目標>

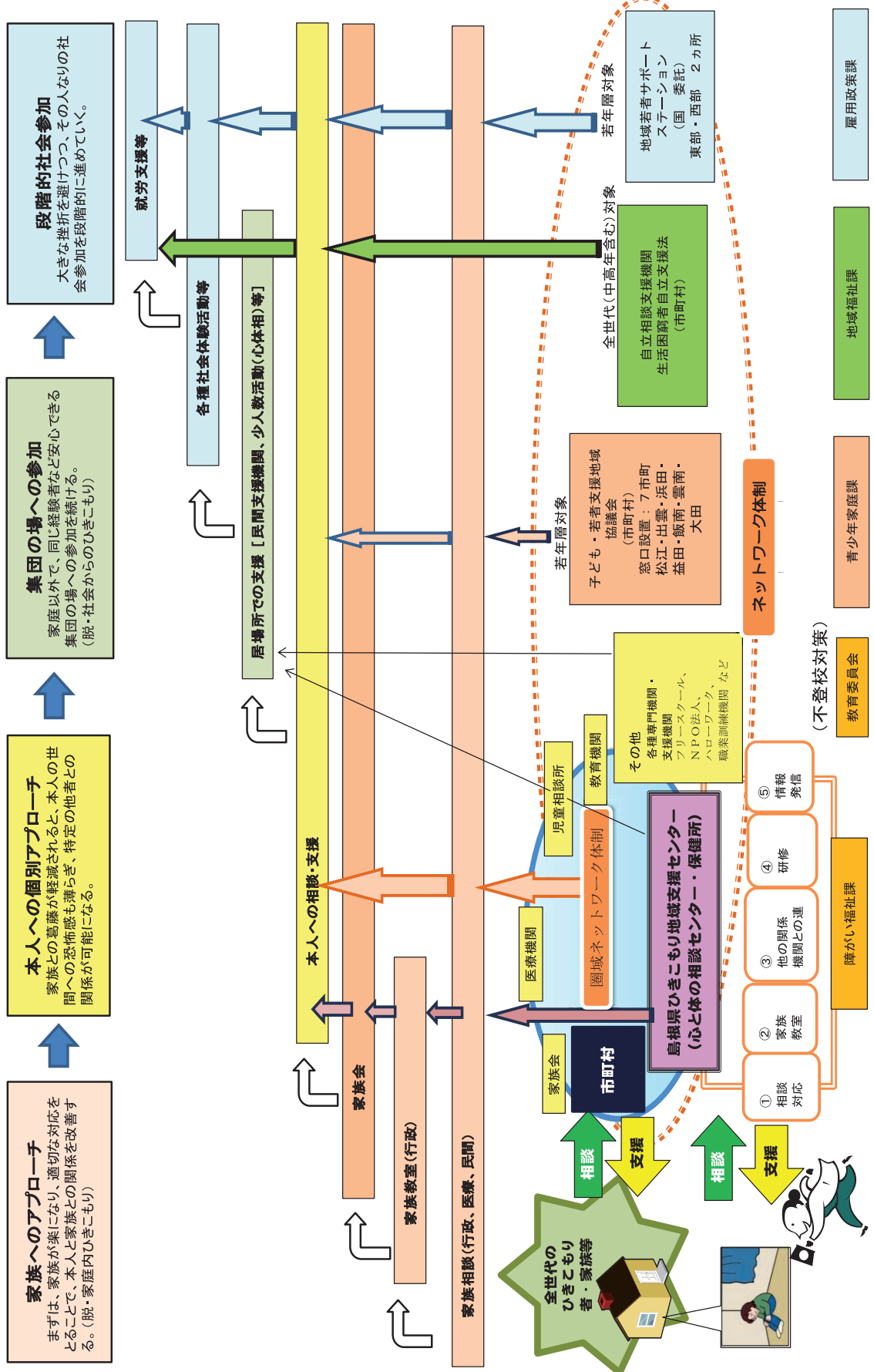
『地域のニーズに応じた連絡調整の展開』～学校に籍のない、ひきこもり等の青少年（16～19歳）への支援の充実～

◎【H27 ○成果 ●課題】

- 関係機関との連携の向上
- 西部の連携体制の構築(地区割)

- 中卒者への早期対応
- 学校に対する本事業の周知
- 長期化した者への事後の対応

ひきこもり支援イメージ図



ひとりで悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

島根県ひきこもり支援センター

<ひきこもり相談・面接>

島根県立心と体の相談センター 0852-21-2885

<心の健康相談(精神保健)>

- 松江保健所 心の健康支援課 0852-23-1316
- 雲南保健所 心の健康係 0854-42-9642
- 出雲保健所 心の健康支援課 0853-21-1653
- 県央保健所 健康増進課 0854-84-9823
- 浜田保健所 健康増進課 0855-29-5550
- 益田保健所 心の健康係 0856-31-9544
- 隠岐保健所(島後) 健康増進課 08512-2-9710
- 隠岐保健所(島前) 島前保健環境課 08514-7-8121

市町村のひきこもり相談窓口

- 松江市 保健福祉課家庭相談室 0852-55-5236
- 浜田市 健康長寿課 0855-25-9121
- 出雲市 福祉推進課 0853-21-6905
- 益田市 生活福祉課 0856-31-0251
- 大田市 健康増進課 0854-83-8056
- 安来市 福祉課 0854-23-3216
- 江津市 健康医療対策課 0855-52-2501
- 雲南市 子ども家庭支援課 0854-40-1067
- 奥出雲町 福祉事務所 0854-54-2541
- 飯南町 福祉事務所 0854-72-1773
- 川本町 健康福祉課 0855-72-0633
- 美郷町 健康福祉課 0855-75-1932
- 邑南町 福祉課 0855-95-1115
- 津和野町 健康福祉課 0856-72-0651
- 吉賀町 保健福祉課 0856-77-1165
- 海士町 健康福祉課 08514-2-1822
- 西ノ島町 健康福祉課 08514-6-0104
- 知夫村 村民福祉課 08514-8-2211
- 隠岐の島町 福祉課 08512-2-8561

参考文献

- 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」厚生労働省 (2010)
- 「10代・20代を中心とした「ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」厚生労働省 (2003)
- 「ひきこもりの心理状態への理解と対応 (ひきこもり支援者読本 P3-17 内閣府発行)」齊藤環 (2011)
- 「大人のアスペルガー、子どものアスペルガー」原田豊 (2013)
- 「ひきこもりインテークマニュアル～相談支援者向け～」滋賀県立精神保健福祉センター (2011)
- 「茨城県 ひきこもり相談マニュアル」茨城県ひきこもり相談支援センター・茨城県精神保健福祉センター (2013)
- 「ひきこもりサポーター地域総合育成テキストブック」北海道精神保健推進協会、こころのリカバリー総合支援センター、北海道ひきこもり成年相談センター (2013)
- 「ひきこもりサポーター事業 支援者マニュアル」山口県精神保健福祉センター (2014)
- 「ひきこもり相談支援マニュアル (相談支援者向け)」三重県ひきこもり地域支援センター (三重県こころの健康センター) (2015)

島根県版

ひきこもり支援マニュアル

平成28年 1月初版
平成28年 10月改訂

発行者 島根県ひきこもり支援センター
(島根県立心と体の相談センター)

松江市東津田町1741-3
いきいきプラザ島根2F
電話 0852-32-5905

